

地域公共交通会議

1 地域公共交通会議とは

地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が中心となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置付けられた。

2 構成員とその役割

地域公共交通会議の構成員は、道路運送法施行規則第9条の3で規定。

構成員	役割
地方公共団体（飯山市）	・地域住民の移動手段確保に対する責任者 ・地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握
地方公共団体（長野県）	・広域的な視点からの指導・助言 ・複数市町村の取組みに対する調整
交通事業者	・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画
事業者団体	・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
運転者が組織する団体	・労働条件及び労働環境からの意見・提言
地域住民・利用者	・利用者の視点に立った、地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参画 ・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画
運輸局・運輸支局	・先進事例等、各地での取組みの情報提供 ・地域の公共交通のあり方に関する指導
道路管理者・警察	・交通保安、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言

道路管理者・警察・公募委員に参加いただくことについて今後検討を進める

※ 慣例により、飯山市区長会協議会から会長を選出。飯山市区長会協議会（平成23年1月）において、平成23年は、高橋敏夫副協議会長を会長として選出することを決定いただきました。

3 具体的な協議内容

- ・運行の形態
- ・運賃及び料金
- ・路線、営業区域、使用車両等の事業計画
- ・運行計画
- ・市町村有償運送の必要性
- ・収受する対価

【地域公共交通会議委員】の皆様には、全市的な見地から、その必要性や整合性、公正性等についてご協議いただき、具体的事案が適正であるかどうか、ご意見・ご提案をいただくこととなります。